

判決年月日	平成 1 6 年 7 月 2 6 日	担当 部	東京高等裁判所 知的財産第 2 部
事 件 番 号	平成 1 5 年（行ケ）4 5 6 号		
○ 本願商標の指定商品である「半導体ウエハ」は，引用商標の指定商品のうち，「電子応用機械器具（医療機械器具に属するものを除く。）」中の各種商品と類似する商品であるとした審決の判断が誤りとされた事例			

原告は，欧文字「S U M C O」からなる商標につき，別表第 9 類「半導体ウエハ」を指定商品として商標登録出願をしたところ，拒絶査定を受けたので，不服の審判の請求をした。これに対し，審決は，本願商標は，「サームコ」の片仮名文字あるいは「T H E R M C O」の欧文字からなる引用商標と類似の商標であり，かつ，本願商標の指定商品である「半導体ウエハ」は，引用商標の指定商品のうち，「電子応用機械器具（医療機械器具に属するものを除く。）」中の各種商品と類似する商品であるから，本願商標は，商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当し，商標登録を受けることができないとしたので，原告がその取消しを求めて本訴を提起した。

本判決は，集積回路等の生産とその原料である半導体ウエハの生産とは分業化が進み，少なくとも単結晶シリコンウエハについては，専門の半導体ウエハメーカーがこれを生産することが，半導体ウエハ取引における常態となっていたこと，半導体ウエハは，一般需要者向けの商品ではなく，半導体ウエハの需要者は専門家であるデバイスメーカー等のみであること，半導体ウエハの取引当事者は，専用のクリーン・ルーム設備を保有する者だけに限られることなど，半導体ウエハの取引の実情を検討した上，「半導体ウエハと集積回路等の電子応用機械器具とについて，同一又は類似の商標が使用されたときに，半導体ウエハの需要者であるデバイスメーカー等において，それらの商品が同一営業主の製造又は販売に係る商品であると誤認混同されるおそれはない」から，本願商標の指定商品である「半導体ウエハ」は，引用商標の指定商品のうち，「電子応用機械器具（医療機械器具に属するものを除く。）」中の各種商品と類似する商品であるとした審決の判断は誤りであるとして，審決を取り消した。